

会 議 結 果 概 要

会 議 の 名 称	令和8年度古河市同和教育推進協議会第1回総会
開 催 日 時	令和8年7月23日（木） 午後3時から午後4時30分
開 催 場 所	古河市役所 古河庁舎三階 全員協議会室
出 席 者	委員 岡安委員、池澤委員、岩崎委員、大浦委員、鈴木（愛）委員、川筋委員、川村委員、菊池委員、有瀧委員、栗原委員、遠藤委員、森委員、松本委員、原口委員、岡委員、佐藤委員、加藤委員、山本委員、櫻井委員、深澤委員、山田委員 教育長 吉田教育長 事務局 【教育部】 宇都木副部長 【生涯学習課】 小林課長、佐藤課長補佐、因泥課長補佐兼社会教育主事、遠藤係長、多々羅主事 【指導課】 岡安指導主事 オブザーバー 須長人権推進課長 事例発表者 古河六小 光山校長、戸崎教頭
議 題	（1） 議案第1号 令和8年度古河市同和教育推進協議会の開催について （2） 議案第2号 令和8年度専門部会の構成について （3） 議案第3号 令和8年度古河市人権教育推進計画について
審 議 の 内 容	開会に先立ち委嘱状の交付を行う。委員を代表し岩崎明広委員が教育長より委嘱状を受け取る。 議事の前には、古河第六小学校 光山 明 校長と戸崎 純枝 教頭より同校における人権教育の事例発表が行われた。 【議事】 （1） 議案第1号 令和8年度古河市同和教育推進協議会の開催について 【質疑】なし （2） 議案第2号 令和8年度専門部会の構成について 【質疑】なし （3） 議案第3号 令和8年度古河市人権教育推進計画について ① 古河市の人権教育（人権教育の具体的方策）について ② 社会教育における人権教育の取り組みについて ③ 学校教育における人権教育の取り組みについて

	【質疑】なし ※議事は審議の上、すべて承認された。
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 教育部 生涯学習課 生涯学習係 TEL 0280-22-5111(内線 2108・2109)
備 考	

会 議 結 果 概 要 （記載例）

会 議 の 名 称	平成28年度第1回古河市情報審査会																								
開 催 日 時	平成28年4月22日（金）午前10時00分から午前11時45分																								
開 催 場 所	古河市役所 総和庁舎 4階会議室E																								
出 席 者	（委 員） 茨城委員、栃木委員、群馬委員、埼玉委員、千葉委員 （実施機関） 東京課長、神奈川係長 （事務局） ○○総務部長、○○総務課長、○○課長補佐、○○係長、○○主幹																								
議 題	1 会長の選出について 2 職務代理者の指名について 3 平成27年度情報公開制度の請求・公開等状況について 4 平成27年度個人情報保護制度の請求・開示等実施状況について 5 情報公開請求に係る異議申立てについて																								
審 議 の 内 容	1 会長の選出について ・委員の互選により、茨城太郎委員に決定する。 2 職務代理者の指名について ・会長の指名により、職務代理者に栃木三郎委員を指名する。 3 平成27年度情報公開制度の請求・公開等状況について ・請求及び請求に係る公開等の状況を事務局から説明する。 [市の実施機関を対象とした条例に基づく情報公開請求・申出件数] <table><tr><td></td><td>請求</td><td>申出</td><td>合計</td></tr><tr><td>請求件数</td><td>6</td><td>65</td><td>71</td></tr><tr><td>公開</td><td>2</td><td>29</td><td>31</td></tr><tr><td>一部公開</td><td>3</td><td>17</td><td>20</td></tr><tr><td>非公開</td><td>1</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>不存在</td><td>0</td><td>14</td><td>14</td></tr></table> 4 平成27年度個人情報保護制度の請求・開示等状況について ・請求及び請求に係る開示等の状況を事務局から説明する。 [平成27年度 個人情報保護制度の実施状況] (1) 個人情報取扱事務の登録件数 1,158 件 (2) 自己情報開示請求 ・請求件数 11 ・開示 9		請求	申出	合計	請求件数	6	65	71	公開	2	29	31	一部公開	3	17	20	非公開	1	5	6	不存在	0	14	14
	請求	申出	合計																						
請求件数	6	65	71																						
公開	2	29	31																						
一部公開	3	17	20																						
非公開	1	5	6																						
不存在	0	14	14																						

	・一部開示 2 ・非開示 0 ※訂正、削除、中止請求はありませんでした。 (3) 不服申立件数 0 件 5 実施機関から諮問された「情報公開請求の異議申立て（1 件）」に係る審査を行う。 ※古河市情報審査会規則第 3 条第 4 項の規定により、審査会の会議は非公開とする。
問 合 せ 先 (事務局)	古河市役所 総務部 総務課 総務係 TEL 0280-92-3111 (内線 2211・2212)
備 考	* 情報公開制度・個人情報保護制度の請求・公開等状況については、市のホームページに掲載されています。

注) この原稿は参考事例です。

会 議 結 果 概 要 （記載例）

会 議 の 名 称	●●市協働のまちづくり市民会議（第4回）
開 催 日 時	※
開 催 場 所	※
出 席 者	※
議 題	1 協働事業市民提案制度について
審 議 の 内 容	1 協働事業市民提案制度について 以下のとおり協議を行い、意見を集約した。 （1）費用負担 市民提案型制度における対象経費の例示については、公募型補助金制度と同様とし、市が負担する額には限度を設けないこととした。 行政提案型制度においては、事業費と支払方法を明らかにして募集することとし、市民団体は、事業費の範囲内で具体的内容と実施形態・役割分担を明確にして事業を提案することとした。 （2）提言書（案）の内容について ・市民提案型制度を、事業提案制度とアイデア提案制度に分けて制度化することとし、アイデア提案者の要件に年齢制限は設けないこととした。 ・公平性の確保について協議が進められ、提案された事業に対して、審査委員会を設置して審査を行うとともに、事業の専門性や実効性を把握するために、必要に応じて専門家を招致し意見を聴取することとした。 ・モデル事業の実施について提言することとした。
問 合 せ 先 （事務局）	※
備 考	

注）この原稿は他市の事例です。

※印は記載を省略しております。